

2014年1月17日

秦野市長 古谷 義幸 殿

(事務担当 都市部開発指導課)

渋沢丘陵を考える会

代表 日置 乃 武 子

代理人

弁護士 岡 村 共 栄

渋沢墓園造成事業事前協議に関する回答書について

相模メモリアルパーク渋沢（東端）墓園造成事業事前協議について、貴職は平成25年10月21日、回答書を寄せられました。

貴職のご主張では、秦野市まちづくり条例18条第1項及び同規則15条に規定された5ヶ月以内という期間については、規則15条に「事前協議確認通知書を補正する必要がある場合には、その補正等に要する日を除く」と規定されていることから、分収林特別措置法における分収林契約の解約手続き及び不動産登記手続き等を継続中であり、審査に必要な書類を補正している状況だから5ヶ月を経過していないというものであります。

しかし、当該事前協議における補正命令が何時いかなる内容で出されたとしても、その補正手続きが分収林解除手続き及び不動産登記手続きであるとすれば、その手続きに必要な期間は、通常2ヶ月もあれば十分な期間であると思料され、1年以上も経過していることは、まさに異常としか言えない状態であると思われまます。審査期間を5ヶ月と規則で定めた理由は、当該申請が審査されずに長期間放置された場合には、近隣の関係者にとって重大な利害関係を及ぼすことから定められていることを考慮すれば、上記通常に必要な期間を経過した時点で、期限を定めて補正の催告をし、期限を経過しても補正がなされない場合は、これを却下するのが行政の常識であると思われまます。1年以上も補正の期間を要するというのであれば、一端申請を取り下げさせ、補正手続きが終了した段階で再度申請させることが適切な行政で

あるべきです。申請をそのまま放置している状況は、近隣関係者の地位を不安定な状態にして拘束することになりかねません。行政の適正な運用を考慮して、直ちに申請を却下すべきであると強く要求する次第です。再度、この点に関して回答されるよう要望し本書を提出いたします。